

令和6年度行政評価（令和5年度対象）シート

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 301 健康づくりの推進

主担当課：健康推進課

○施策の目指す姿

市民一人ひとりの健康づくりが進み、こころもからだも元気なまちになっています。

○施策の展開

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 各種健（検）診の推進 | 7 骨髄提供者等への支援 |
| 2 健康教育・健康相談の充実 | 8 保健センターの管理・運営 |
| 3 心の健康相談体制の充実 | |
| 4 自殺対策の推進 | |
| 5 食生活改善推進員との連携 | |
| 6 感染症対策の実施 | |

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 がん検診費 | 3 精神保健費 |
| 2 成人健康相談費 | 4 高齢者インフルエンザ予防接種費 |

I 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診（40～69歳推計）受診率（人）※清須市調べ	14.0	2.5	8.1	8.2	7.9
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大腸がん検診（40～69歳推計）受診率（人）※清須市調べ	20.8	6.8	13.8	13.5	12.8

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 国はがん対策推進基本計画において、がん検診の受診率60%を目指すとしている。本市においては、健康日本21清須計画において、がん検診受診率の目標値を40%としている。本市のがん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に低下しており、現状、受診率が戻りきっていない。
- 本市では、がん検診の受診体制の充実のため、平成26年度から令和2年度にかけて段階的に個別検診の体制を整備し、国が法定検診として定めている胃、子宮、肺、乳、大腸の5種のがん検診において、個別検診を受診できるようにした。
- 自殺者については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加傾向にある。（令和元年4人、令和2年13人、令和3年18人 愛知県衛生年報より）

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）・・・◎、目標値を達成（見込含む）・・・○、目標値を達成できず（達成困難の見込）・・・▲、現状値を把握していない・・・

達成度指標	基準値	後期計画目標値	実績値			目標値の達成見込
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における満足度	33.5% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	31.1% （令和3年度）	—	21.8% （令和5年度）	▲
健康的な生活習慣を心がけている市民の割合	68.2% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	65.5% （令和3年度）	—	60.5% （令和5年度）	▲
睡眠による休養を十分とれていると思う市民の割合	55.1% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	55.6% （令和3年度）	—	47.1% （令和5年度）	▲
ゲートキーパー養成講座の延べ受講者数	347人 （平成30年度末）	472人以上 （令和6年度末）	474人 （令和3年度末）	495人 （令和4年度末）	511人 （令和5年度）	○
市民の喫煙率	13.9% （平成30年度）	↓ （令和5年度）	13.5% （令和3年度）	—	12.8% （令和5年度）	○
食生活改善推進員数	47人 （平成31年4月1日）	51人 （令和7年4月1日）	40人 （令和4年4月1日）	31人 （令和5年4月1日）	40人 （令和6年4月1日）	▲
後期計画期間の達成状況の分析	■ ゲートキーパー養成講座は自殺予防対策の一つとして重点的に実施しており、毎年市民や市職員を対象に開催している。また、令和5年度はゲートキーパーフォローアップ講座を実施した。 ■ 食生活改善推進員数は、高齢化が進み休会や退会する会員もあったが、令和5年度養成講座を実施し11人が新会員となった。					

III 令和5年度の主な取組結果

- 【がん検診費】
がん検診の受診啓発のため、個別通知（50歳国保）し、市広報やホームページ、LINE等で周知した。また、市内公共施設や薬局、あしがるバス、小中学校や母子保健事業等にチラシ配布等を行い啓発した。
- 【成人健康相談費】
市民健康講座を7回実施した。Web予約を継続的に導入し、予約しやすい体制を整えた。学校教育機関と連携を図り、小学生を対象としてSOSの出し方について健康講座を実施した。
- 【精神保健費】
ゲートキーパー養成講座（参加者16人）やゲートキーパーフォローアップ講座（参加者10人）、ひきこもり学習会（参加者19人）を実施し、自殺対策に努めた。

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る・・・◎、目標値を達成・・・○、目標値を下回る・・・▲

事業名	決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
	令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
がん検診費	31,818 [84.1]	30,950 [92.4]	大腸がん検診の受診者数（人） 2,834 2,410 ▲			乳がん検診の受診者数（人） 1,175 1,088 ▲		
	事業の有効性の評価	がんを早期発見し早期治療を受けることにより、死因の第1位である死亡数の減少・高額医療費の抑制に寄与する。						
事業実施にあたり工夫した点	広報やLINE、ホームページへの掲載、市内公共施設等にポスター掲示、チラシ配布等でがん検診の啓発を行った。また、なるべく近くで都合のよい時間に受診できる検診実施機関を拡充する等体制を整備した。							
成人健康相談費	236 [85.6]	265 [88.9]	生活習慣病予防教室の開催回数（回） 7 7 ○			健康に関する出前講座の開催回数（回） 28 23 ▲		
	事業の有効性の評価	計画どおり教室等を実施し、生活習慣病予防やその他健康に関する正しい知識を普及することができる。						
事業実施にあたり工夫した点	教室の案内は市広報やホームページのほか、LINEを使うなど、啓発方法を工夫した。出前講座では、事前に依頼者側の担当者と打合せを行うなど、依頼者側の要望に沿うよう工夫した。							
精神保健費	416 [74.9]	469 [90.8]	心の健康相談の開催回数（回） 12 12 ○			うつ相談の開催回数（回） 6 2 ▲		
	事業の有効性の評価	心の健康について悩んでいるが、受診するのは敷居が高いと感じる方に対して、心の健康相談及びうつ相談を利用してもらうことで、専門職の介入が出来たり、ケースとして把握することができる。						
事業実施にあたり工夫した点	相談窓口の周知のため、チラシの全戸配布および啓発用名刺カードを作成し、全課窓口およびトイレ等に設置した。							
高齢者インフルエンザ 予防接種費	42,628 [86.5]	30,227 [97.8]	高齢者インフルエンザ予防接種者数（人） 9,292 9,082 ▲					
	事業の有効性の評価	インフルエンザの流行を抑制し、高齢者に対し、重症化予防や慢性疾患を持つ方の死亡の危険性を抑制することができる。						
事業実施にあたり工夫した点	インフルエンザの流行を防止する観点から、例年どおり市が一部補助を行った。医療機関を受診した際は、接種勧奨の協力を得た。							

V 施策の評価と今後の方向性

- がん検診の受診率向上を目的に啓発等強化したが、受診率は低い状況である。令和6年度は自己負担金改定をし、個別がん検診を受けやすくする体制を整える。また、個別がん検診が可能な医療機関等の拡充に努めていく。
- また、令和6年度より個別通知の拡充を行い、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳の者に通知する。
- 小中学校の児童および保護者へのがんの知識の普及や検診の啓発を引き続き行う。
- 自殺対策として、相談窓口の啓発を市役所内だけでなく、医療機関等と連携し、啓発の強化を行う。また、ゲートキーパー養成講座やゲートキーパーフォローアップ講座を継続実施し、自殺予防に努める。
- 令和6年度より若い世代の受診動員のため、節目歯科健診の対象者の拡充（20歳・25歳・30歳・35歳を追加）を行う。
- 健康日本21清須計画（第2次）および自殺対策計画の評価の結果を踏まえ、次期計画を策定する。
- 予防接種法で定められたA類疾病及びB類疾病の啓発や接種動員の実施に加え、任意の予防接種である帯状疱疹、妊婦・子どもインフルエンザの一部助成を行うことで、引き続き感染症対策を行う。また、令和6年度よりB類予防接種として高齢者新型コロナウイルス予防接種費を助成し、接種をすすめていく。

令和6年度行政評価（令和5年度対象）シート

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 302 地域福祉の充実

主担当課：社会福祉課

○施策の目指す姿

民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会の活動が充実し、地域におけるつながりの中で、誰もが安心できるまちになっています。

○施策の展開

- 1 民生委員・児童委員との連携
- 2 人権擁護委員との連携
- 3 民生委員・児童委員と人権擁護委員の活動内容の情報発信
- 4 社会福祉協議会への支援
- 5 ボランティア活動への支援
- 6 社会福祉施設の管理・運営

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

- 1 民生児童委員活動支援費
- 2 人権擁護委員活動支援費
- 3 社会福祉協議会費

I 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

民生委員・児童委員への相談件数 （件）※清須市調べ	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,763	867	962	1,195	1,077
人権よろず相談の実施件数（件） ※清須市調べ	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	6	5	4	6	6

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 保育園や幼稚園での啓発物品の配布等を行うことで、相談窓口の周知を保護者に向けて実施した。
- 「ひとり暮らし高齢者調査」は、対面調査を実施し、高齢者に対する地域の見守りを柔軟に対応して活動を行った。
- 隔月で開催している人権よろず相談については、相談件数は減少傾向にある。その要因としては、広報やホームページなどで法務局電話相談窓口やLINE相談などを案内していることから、相談したい時に相談できる窓口へ移行していると考えられる。

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）・・・◎、目標値を達成（見込含む）・・・○、目標値を達成できず（達成困難の見込）・・・▲、現状値を把握していない・・・

達成度指標		基準値	後期計画 目標値	実績値			目標値の 達成状況
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における施策の満足度		26.3% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	23.3% （令和3年度）	—	18.9% （令和5年度）	▲
民生委員・児童委員の地域での活動を知っている市民の割合		40.0% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	36.7% （令和3年度）	—	44.1% （令和5年度）	◎
人権擁護委員の地域での活動を知っている市民の割合		15.5% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	11.5% （令和3年度）	—	13.4% （令和5年度）	▲
後期計画期間の 達成状況の分析		■ 「ひとり暮らし高齢者調査」「生活保護者に対する見守り」や「人権相談」など、行政や関係機関から依頼をされる活動は個人情報や守秘義務が課せられる内容が多い為、当事者にならないと民生委員や人権擁護委員と関わらない。その為、啓発や市事業に対する勧奨以外、民生委員・人権擁護委員の活動が認知されにくいと推察される。 ■ ネット等の普及により、知りたい情報が入手しやすくなった事、また、個々の情報を守る意識が強くなっていることから、行政や相談機関等へのパイプ役である民生委員や人権擁護委員への相談が減少し、行政や関係機関へ直接相談する人が増えている。					

III 令和5年度の主な取組結果

- 【民生児童委員活動支援費】
- 連絡協議会（毎月）、地区定例会（毎月、4地区）
- 【人権擁護委員活動支援費】
- 市人権擁護委員によるよろず相談（奇数月開催：年6回）、人権を理解する作品コンクール作品展示会（市立図書館等）、人権週間に合わせた人権教室・人権講話（保育園、幼稚園、小・中学校）
- 【社会福祉協議会費】
- ブロック社協：福祉学習会、住民交流会、見守り、生活支援など
- 福祉協力校：（市内小中学校及び県立新川高校）福祉実践教室、赤い羽根募金活動など

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る・・・◎、目標値を達成・・・○、目標値を下回る・・・▲

事業名		決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
		令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
民生児童委員活動支援費		10,793	10,732	広報等による啓発の実施回数（回）			民生委員・児童委員への相談件数（件）		
		[99.5]	[99.3]	6	6	○	2,000	1,077	▲
事業の有効性の評価		民生委員・児童委員は法に定められた地域における各種福祉の実施主体であり、その活動や資質向上のための研修に対して支援を行うことにより、民生委員・児童委員の活動が地域に浸透し、地域福祉活動の充実を図ることができる。							
事業実施にあたり工夫した点		広報やホームページで、市民への啓発活動を積極的に周知するとともに、活動や研修方法を協議検討し、積極的に事業を実施をした。							
人権擁護委員活動支援費		488	487	人権啓発活動の実施回数（回）			人権よろず相談の実施回数（回）		
		[100.0]	[99.9]	50	43	▲	6	6	○
事業の有効性の評価		人権問題等を抱える市民からの相談に対するアドバイスをを行い、相談者に問題等の解決の道筋や方法を知ってもらうことにより相談者の不安解消を図ることができる。また啓発活動によって市民の人権擁護に対する意識を高めることができる。							
事業実施にあたり工夫した点		広報やホームページで市民への啓発活動を積極的に周知することで地域の中に活動内容を浸透させていくように務めた。							
社会福祉協議会費		65,458	67,458	ブロック社協数（団体）			福祉協力校数（校）		
		[97.0]	[100.0]	38	25	▲	13	13	○
事業の有効性の評価		地域福祉活動推進事業やボランティアセンター活動事業など、清須市社会福祉協議会が実施する総合的な地域福祉活動への支援により、地域福祉活動の充実を図ることができる。							
事業実施にあたり工夫した点		清須市社会福祉協議会の活動と連携して事業を展開し、効率的な事業実施に努めた。補助金を活用するなど事業実施に係る財源確保を行った。							

V 施策の評価と今後の方向性

- 地域とのつながりが希薄になってきている今、民生児童委員が行う生活保護世帯やひとり暮らし高齢者世帯の訪問調査は、地域を見守る活動が重要になっている。今後は様々な活動に必要なとなる知識向上のための研修を開催する。
- 人権問題が国際化、都市化、情報化等の進展とともに多種多様化している中で、法務局や人権擁護委員と連携を取りながら、市民の人権擁護に対する意識を高めていく啓発を進めていく。特に幼少期からの人権擁護に対する意識を持つよう、継続的に幼稚園、保育園、小・中学校への啓発教育活動を行っていく。
- 地域福祉活動における中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携を深め、より効果的な事業の展開に努める必要がある。ブロック社協の数については、全体で38ブロックであるが、現状では25のブロック社協しかなく、今後は、38ブロックになるように社協と連携して地域づくりの形成をしていく必要がある。

令和6年度行政評価（令和5年度対象）シート

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 303 高齢者福祉の充実

主担当課： 高齢福祉課

○施策の目指す姿

市民一人ひとりが支え合い、福祉の担い手になるような地域づくりにより、高齢者が生涯現役として働き、暮らしていける元気なまちになっています。

○施策の展開

- 1 在宅生活への各種支援

2 介護予防の推進

3 認知症施策の推進

4 地域包括ケアシステム構築の推進

5 介護保険事業の安定的な運営

6 生きがいづくり・社会参加の推進
- 7 医療費助成の実施

8 施設における保護等の実施

9 高齢者を対象とした各種教室・講座の開催

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

- 1 高齢者セーフティネット対策費

2 一般介護予防事業費（介護保険特別会計）
- 3 包括的支援事業費（介護保険特別会計）

4 成年後見支援センター運営費

I 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

介護保険の第1号被保険者数 （人）※介護保険事業状況報告月報（各年9月1日）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	16,181	16,279	16,315	16,255	16,256
介護保険の要支援・要介護認定率 （％）※介護保険事業状況報告月報（各年9月1日）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	16.0	15.9	16.1	16.5	17.0

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 平成12年に介護保険法が施行され、法に基づく介護保険事業計画を3年ごとに見直しを行い、策定している。令和5年度は清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【令和3～5年度】の期間中である。
- 第6期以降の介護保険事業計画では2025年までの地域包括ケアシステムの実現をめざす「地域包括ケア計画」として位置づけ、さらに第9期では現役世代が激減すると見込まれる2040年の状況も念頭に置いた計画を策定した。
- 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業として、「いこまいか教室」「やろまいか教室」「げんき大学」等 一般介護予防事業を開始し、順調に参加者数を伸ばしていたが、令和2年度から令和4年度迄の3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種教室が開催休止するなど停滞した。
- 地域包括支援センターが高齢者やその家族にとって身近な存在として寄り添った支援ができるよう、2カ所目の地域包括支援センターを令和4年度に設置した。
- 高齢化率と高齢者数のうち後期高齢者の割合を見ると、平成31年4月の高齢化率は23.7％、後期高齢者の割合は49.9％、令和5年4月の高齢化率は23.5％、後期高齢者の割合は54.3％となっている。高齢者率は横ばいで推移しているが、後期高齢者の割合の伸びが大きくなっている。

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）・・・◎、目標値を達成（見込含む）・・・○、目標値を達成できず（達成困難の見込）・・・▲、現状値を把握していない・・・

達成度指標		基準値	後期計画 目標値	実績値			目標値の 達成状況
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における満足度		25.6％ （平成30年度）	↑ （令和5年度）	26.8％ （令和3年度）	—	20.2％ （令和5年度）	▲
自分が元気であると思う65歳以上の市民の割合		71.8％ （平成30年度）	↑ （令和5年度）	68.2％ （令和3年度）	—	65.7％ （令和5年度）	▲
介護保険の第1号被保険者に係る要支援・要介護認定率		15.9％ （平成30年度末）	20％未満 （令和6年度末）	16.2％ （令和3年度末）	16.6％ （令和4年度末）	17.2％ （令和5年度末）	◎
後期計画期間の 達成状況の分析	■ 市民満足度が前回より6.6ポイント下がった理由として、ごみ出し・買い物支援を始めとする高齢者への生活支援やタクシー料金の補助などの移動支援の充実を要望する方が多いことが考えられる。						
	■ 自分が元気であると思う65歳以上の市民の割合が前回より2.5ポイント下がった理由として、団塊の世代が徐々に後期高齢者へと移行し、介護保険の要支援・要介護認定率が増加傾向になっていることが考えられる。						
		■ 第1号被保険者に係る要支援・要介護認定率を見ると、令和元年から令和3年までは、16.0％前後の横ばいであったが、コロナ禍において、高齢者の外出控えの影響もあり、令和3年度末から令和5年度末までの2年間で、認定率が1.0ポイント上昇し、基準値からは1.3ポイント上昇している。					

III 令和5年度の主な取組結果

- 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画費】
- 2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定した。
- 【一般介護予防事業費（介護保険特別会計）】
- 地域主体の運動教室である「いこまいか教室」が24か所から2か所増加し26か所で実施した。また、高齢者のDX推進策として、軽運動とスマートフォンの操作の習得を組み合わせた介護予防事業「つながろまいか教室」を実施した結果、教室修了者の教示等で他の通いの場に参加する高齢者へのデジタル支援にも繋がった。
- 【成年後見支援センター運営費】
- 令和5年6月1日に清須市成年後見支援センターを清洲総合福祉センター内に設置し、判断能力の不十分な高齢者や障害者に対して成年後見支援制度の利用促進を図った。

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る・・・◎、目標値を達成・・・○、目標値を下回る・・・▲

事業名	決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
	令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
高齢者セーフティネット対策費	25,550	26,048	緊急通報システムの利用者数（人）			配食サービスの利用者数（人）		
	[100.0]	[93.8]	311	316	○	370	388	○
事業の有効性の評価	高齢者のひとり暮らしの不安を解消し、緊急時の対応並びに食生活の改善や安否確認ができるとともに、本事業を通じて高齢者の在宅生活の安定に寄与する。							
事業実施にあたり工夫した点	民生委員による一人暮らし高齢者実態調査の際に、新規対象や情報が未把握の方を優先する調査活動を依頼して、事業動員を行った。また、地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携して、高齢者福祉制度の周知・啓発を行った。							
一般介護予防事業費 （介護保険特別会計）	19,081	20,668	やろまいか教室の開催回数（回）			いこまいか教室の開催箇所数（箇所）		
	[86.9]	[88.9]	91	83	▲	25	26	○
事業の有効性の評価	要支援者や事業対象者が地域の通いの場に継続的に参加することで、介護保険サービスを利用する前の段階で、自身の健康増進や介護予防につなげることができる。							
事業実施にあたり工夫した点	介護予防事業年間日程表、広報、市民公開講座、出前講座、介護予防公式LINE等で介護予防について市民に啓発を行った。外出を控えている高齢者向けにスマホを利用した事業を開始した。							
包括的支援事業費（介護保険特別会計）	83,594	81,198	認知症初期集中支援の実施対象者数（人）			地域包括支援センターにおける総合相談の延べ対応件数（件）		
	[99.6]	[99.4]	7	4	▲	16,200	18,283	◎
事業の有効性の評価	認知症をはじめ高齢者の様々な相談に対応し、必要な関係機関に繋げることで、本人や家族の不安を早期に軽減することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	認知症初期集中支援事業については、チーム会議を通して本人支援のみならず家族支援を行った。また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務において、関係機関との連携体制の構築を図るために、多職種が参加した研修会の開催や地域ケア個別会議で支援検討をしネットワークの構築を図った。							
成年後見支援センター運営費	—	10,073	成年後見支援センターにおける相談の延べ対応件数（件）					
	[—]	[98.8]	100	662	◎			
事業の有効性の評価	令和5年6月1日に成年後見支援センターの設立後、早期の段階から成年後見制度を始めとした相談（延べ662件）に対応でき、状況に応じて適切な支援に結びつけることができた。令和5年度には市長申立てによる後見人等が3件選任できた。							
事業実施にあたり工夫した点	各種団体、市民グループに対し、広報・啓発活動するとともに、市民向けに講演会を実施した。							

V 施策の評価と今後の方向性

- 市内の介護サービス事業者に対して、介護支援専門員の資格取得等にかかる研修費用を負担した場合に負担額の一部を補助金として交付する「清須市介護支援専門員研修費補助金」を創設し、介護人材確保のための支援を行う。
- 介護予防事業として実施している「やろまいか教室」は、目標回数には達していないが夏期（7月から9月：12回）には冷房設備の故障により会場が利用できなかったため、概ね目標達成と考える。参加者延べ人数は、前年実績の3,156人から3,722人に増加した。「いこまいか教室」についても前年度開催箇所の24箇所から増加している。今後は、さらに事業啓発を行い運動を始めるきっかけづくりや地域で実施する運動教室を充実させるために必要な協力者を発掘する「ちょこいこ教室」を開催する。
- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進するために、高齢者が参加する通いの場等で栄養、口腔、生活習慣病をテーマに健康教育、健康相談を実施しフレイル予防に取り組み、主管課の保険年金課や健康推進課と連携した体制を構築する。
- 成年後見支援センターでは、早期段階から成年後見制度を始めとした相談（延べ662件）に対応できており、今後も利用者等の状況に応じた適切な支援を行う。

令和 6 年 度 行 政 評 価 （ 令 和 5 年 度 対 象 ） シ ー ト

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
施策 304 障害者（児）福祉の充実

主担当課：社会福祉課

○施策の目指す姿
障害者（児）が地域で安心して暮らせる体制が整備されるとともに、障害に対する理解が進み、障害の有無に関わらず全ての人がともにはぐくみ支えあうまちになっています。

○施策の展開

1 総合的な障害者支援	7 医療費助成の実施
2 障害のある児童への支援	
3 相談支援体制の充実	
4 障害者支援施設の整備・運営への支援	
5 各種手当の支給	
6 各種助成の実施	

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 総合的な障害者支援 | 7 医療費助成の実施 |
| 2 障害のある児童への支援 | |
| 3 相談支援体制の充実 | |
| 4 障害者支援施設の整備・運営への支援 | |
| 5 各種手当の支給 | |
| 6 各種助成の実施 | |

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

1 手話奉仕員養成費	3 障害者福祉金支給費
2 基幹相談支援センター費	4 障害者助成費

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 手話奉仕員養成費 | 3 障害者福祉金支給費 |
| 2 基幹相談支援センター費 | 4 障害者助成費 |

Ⅰ 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数(人)※須項市調べ<各年4月1日>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	3,107	3,064	3,219	3,271	3,369
基幹相談支援センターへの相談件数(件)※須項市調べ<各年4月1日>	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2,292	3,164	2,713	4,485	4,986

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 令和2年から令和6年までの障害者手帳所持者数は、全体では8.4%増となっている。身体障害者は0.2%増、知的障害者は13.6%増、精神障害者は29.6%増。特に精神障害者の増加傾向が顕著になっている。
- 平成24年からは児童に関して児童福祉法に根拠規定が一本化され、平成25年からは障害者自立支援法から障害者総合支援法に法改正があった。また、令和5年4月1日に子ども家庭庁が発足し、子どもを取り巻く幅広い問題に一体的に取り組む組織がつけられた。
- 法改正や経年的なサービス利用料の変化、障害者（児）のニーズ等を踏まえ、平成29年度に策定した障害者基本計画及び令和2年度に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき施策を推進している。令和5年度に次期計画を策定した。

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）…◎、目標値を達成（見込含む）…○、目標値を達成できず（達成困難の見込）…▲、現状値を把握していない…ー

達成度指標	基準値	後期計画 目標値	実績値			目標値の 達成状況
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における満足度	18.6% (平成30年度)	↗ (令和5年度)	20.6% (令和3年度)	—	12.9% (令和5年度)	▲
基幹相談支援センターへの新規相談件数	81件 (平成30年度)	→ (令和6年度)	153件 (令和3年度)	174件 (令和4年度)	184件 (令和5年度)	◎
手話奉仕員養成講座の延べ受講者数	119人 (平成30年度末)	150人 (令和6年度末)	144人 (令和3年度末)	156人 (令和4年度末)	174人 (令和5年度末)	◎

後期計画期間の 達成状況の分析	■ 基幹相談支援センターについては、障害者の総合相談窓口として徐々に認知されてきており、新規相談件数は増加している。内容としては、就労や未就学児の発達についての相談が多く、就労移行や児童発達支援のサービス利用が増加している。 ■ 平成28年度から清須市・北名古屋市・豊山町で入門・基礎・レベルアップ課程をローテーションで実施している。年々レベルアップして参加することができることで市民が参加しやすくなり、また広報でも案内していることから受講者が増加している。
--------------------	--

Ⅲ 令和5年度の主な取組結果

- 【手話奉仕員養成費】
手話奉仕員養成講座について、例年清須市・北名古屋市・豊山町が合同で入門課程・基礎課程・レベルアップ課程の3課程を実施しており、予定通り6月から10月の期間に20回実施した。
【基幹相談支援センター費】
- 地域の相談支援の拠点として、身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害のある方や難病のある方、その家族から4,986件の相談があった。サービス利用の有無に関わらず、幅広く相談に応じ情報提供や関係機関に繋ぐ等の支援を実施した。
【障害者福祉金支給費】
- 身体、知的または精神障害者等を対象に、市単独の障害者福祉金を支給した。
【障害者助成費】
- 電車、バスなどの公共交通機関を利用することが困難な心身障害者等に対して、選択制により、タクシー料金または自家用車を利用する場合のガソリン費用に対する助成を行った。

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る…◎、目標値を達成…○、目標値を下回る…▲

事業名	決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
	令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
手話奉仕員養成費	352 [100.0]	352 [100.0]	手話奉仕員養成講座（基礎課程）の受講者数（人）			手話奉仕員養成講座（レベルアップ）の受講者数（人）		
			1	5	◎	1	0	▲
事業の有効性の評価	手話奉仕員養成講座について、清須市・北名古屋市・豊山町において入門・基礎・レベルアップの3課程をローテーションし効率的に手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通支援を行う人材を育成することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	手話奉仕員養成講座について、レベルを段階的に実施することで次年度の受講に繋がるように実施した。清須市でレベルアップ課程、北名古屋市で入門課程、豊山町で基礎課程を実施した。							
基幹相談支援センター費	27,664 [100.0]	30,430 [100.0]	基幹相談支援センターへの延べ相談件数（件）					
			3,200	4,986	◎			
事業の有効性の評価	総合相談窓口となる基幹相談支援センターにおいて、障害者（児）やその家族の悩みや不安を軽減するとともに、適切な支援を行うことにより、障害者（児）の地域での自立した日常生活や社会生活に寄与することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	基幹相談支援センター（清須市社会福祉協議会）との連携会議を必要に応じて随時開催し、個別ケースや相談支援体制等について検討した。							
障害者福祉金支給費	196,182 [100.0]	198,604 [95.9]	障害者福祉金の支給者数（人）					
			—	—				
事業の有効性の評価	障害者（児）に対して障害者福祉金の支給を行うことにより、経済的負担を軽減することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	手帳の取得もしくは転入により新たに支給対象者となった方には、福祉金制度について案内している。							
障害者助成費	33,386 [97.9]	32,599 [89.3]	タクシー料金助成利用券の交付者数（人）			自動車ガソリン費助成金の利用件数（1月あたり平均・件）		
			—	—		—	—	
事業の有効性の評価	障害者（児）の通院の移動等に係る費用に対して助成を行うことにより、経済的負担を軽減することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	手帳の取得もしくは転入により新たに助成対象者となった方には、タクシー料金助成金制度およびガソリン費助成金制度について案内している。							

V 施策の評価と今後の方向性

- 手話奉仕員養成講座については、手話奉仕員を養成するプロセスとして本講座の体制が定着してきていることから、今後も継続していく。
- 基幹相談支援センターとは密に連携をとりながら、今後も継続して事業実施していく。連携会議は月1回定期的に開催する。
- 障害者福祉金、助成費については、適正な支給事務に努め、今後も継続していく。
- 平成29年度に策定した障害者基本計画、及び令和2年度に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき、施策を推進していくのと同時に、次期計画の策定に必要な現状分析や事業内容の精査を実施する。
- 精神障害者の増加に伴い、就労支援のサービス利用が増加している。また障害児のサービス利用は継続的に増加しており、障害児に関わる事業所が増加している。また、尾張中部福祉圏域内では日中サービス支援型グループホームも増加しており、サービスの必要な人に繋がるよう支援していく。
- 障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、緊急時や高齢化に備えた体制を整備する。

令和6年度行政評価（令和5年度対象）シート

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 305 医療保険・年金制度の適正運営

主担当課： 保険年金課

○施策の目指す姿

安定的な財政運営や医療費増加の抑制などにより、持続可能な制度運営が行われています。

○施策の展開

- 1 国民健康保険事業の安定的な運営
- 2 国民健康保険税の適正確保
- 3 国民健康保険加入者への保健事業の推進
- 4 後期高齢者医療事業の安定的な運営
- 5 後期高齢者医療保険加入者への健康診査の推進
- 6 国民年金制度の周知等

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

- 1 特定健康診査等事業費（国民健康保険特別会計）
- 2 後期高齢者医療健康診査費

I 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

国民健康保険加入者数（人） ※国民健康保険事業年報	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	13, 168	12, 879	12, 551	11, 767	10, 982
後期高齢者医療保険加入者（人） ※清須市調べ（各年4月1日）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	8, 428	8, 474	8, 608	8, 944	9, 239

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下等の理由による社会保険加入者の増加や、短時間労働者の社会保険適用社会保険等の加入条件の拡大、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した方に比べて若年者の国保加入者数が少ないなどの理由から、国民健康保険の被保険者は現在も減少傾向にある。
- 第3期清須市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画〈特定健診実施計画含む〉）は令和6年度から始まり令和11年度で最終年となる。特定健診、特定保健指導事業、COPDの啓発、医療費適正化事業等、今までの計画内容を見直し、第4期計画策定に向け、被保険者の生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健事業に取り組む。

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）・・・◎、目標値を達成（見込含む）・・・○、目標値を達成できず（達成困難の見込）・・・▲、現状値を把握していない・・・

達成度指標	基準値	後期計画 目標値	実績値			目標値の 達成見込
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における満足度	22. 2% （平成30年度）	↑ （令和5年度）	25. 1% （令和3年度）	—	32. 5% （令和5年度）	◎
国民健康保険税（現年度課税分）の徴収率	93. 29% （平成30年度）	県が提示する 標準収納率 （令和6年度）	92. 93% （令和3年度）	92. 62% （令和4年度）	92. 77% （令和5年度）	▲
特定健康診査の受診率	44. 6% （平成29年度）	60. 0%以上 （令和6年度）	35. 1% （令和3年度）	38. 7% （令和4年度）	39. 3% （令和5年度）	▲
特定保健指導の実施率	20. 9% （平成29年度）	60. 0%以上 （令和6年度）	21. 6% （令和3年度）	32. 3% （令和4年度）	32. 6% （令和5年度）	▲
後期高齢者医療健康診査の実施率	34. 1% （平成30年度）	40. 4%以上 （令和6年度）	32. 6% （令和3年度）	33. 9% （令和4年度）	33. 3% （令和5年度）	▲
※令和5年度における国民健康保険税（現年度課税分）の県が提示する標準収納率【被保険者1万人から5万人の市町村】：95. 00%						
後期計画期間の 達成状況の分析	■ 特定健康診査は年齢が上がるについて、受診者が増加しており、日頃通院しているかかりつけ医等での特定健康診査を受診されていると推測する。 ■ 後期高齢者医療健康診査については、年齢が下がるにつれて受診者が増加しており、後期高齢者となる75歳から79歳の方が令和5年度に多かったことが実施率の増加の要因と推察する。					

III 令和5年度の主な取組結果

- 【特定健康診査等事業費】
- 第2期清須市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画〈特定健診実施計画含む〉）は平成30年度から始まり令和5年度で最終年となることに伴い、特定健診、特定保健指導事業、COPDの啓発、医療費適正化事業等、今までの計画内容を評価し、第3期計画策定に向け、被保険者の生活習慣病の発症予防・重症化予防の保健事業を計画した。
- 令和6年度から開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため関係課にて検討を行った。

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る・・・◎、目標値を達成・・・○、目標値を下回る・・・▲

事業名	決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
	令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
特定健康診査等事業費 （国民健康保険特別会計）	34, 053 [70. 2]	32, 706 [70. 2]	特定健康診査の受診者数（人）			特定保健指導の実施者数（人）		
			4, 252	3, 185	▲	410	107	▲
事業の有効性の評価	国民健康保険制度の安定的な財政運営や医療費の伸びの抑制に向けて、特定健康診査・特定保健指導を推進することにより、生活習慣病の発症と重症化の予防に寄与することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	特定健診の対象者に受診券を送付し、新たに特定健診対象となる方や、健診受診の定着が見込まれる方を対象にハガキにて受診勧奨をした。							
後期高齢者医療健康診査費	27, 603 [100. 0]	28, 822 [100. 0]	後期高齢者医療健康診査の受診者数（人）			後期高齢者医療歯科健康診査の受診者数（人）		
			2, 973	2, 982	◎	43	46	◎
事業の有効性の評価	後期高齢者医療保険加入者に対する健康診査を実施することにより、生活習慣病の発症と重症化の予防に寄与することができる。							
事業実施にあたり工夫した点	後期高齢者医療健診の対象者に、後期高齢者医療健診と歯科健診の内容を記載した受診券を送付した。							

令和 6 年 度 行 政 評 価 （ 令 和 5 年 度 対 象 ） シ ー ト

政策 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる

施策 306 生活保護・生活困窮者自立支援制度の適正実施 主担当課：社会福祉課

○施策の目指す姿

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が適正に実施され、生活困窮者のセーフティネットが確立しています。

○施策の展開

- 1 生活保護制度の適正な実施
- 2 生活困窮者自立支援制度の適正な実施
- 3 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援等の実施

○令和6年度 事務事業評価実施事業（令和5年度対象）

- 1 生活困窮者自立相談支援等費
2 生活困窮世帯学習応援費

Ⅰ 施策の関連データ・施策を取り巻く状況

○施策の関連データ

生活保護受給者数（人）※清須市調べ（各年4月）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	552	521	513	536	577
自立相談支援の相談者数（人）※清須市調べ（各年度末）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	99	223	208	117	73

○施策を取り巻く状況（基本計画策定時からの変化など）

- 平成27年度から実施している生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることがないように支援する事業として重要な役割を果たしており、制度自体も浸透してきている。
- 物価高騰の影響により、生活困窮に至る者が増加している。
- 自立相談による支援策が尽きた高齢者、傷病者が生活保護申請に繋がっている。受給者数については、若干減少傾向である。

II 達成度指標の状況

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る（見込含む）…◎、目標値を達成（見込含む）…○、目標値を達成できず（達成困難の見込）…▲、現状値を把握していない…―

達成度指標	基準値	後期計画 目標値	実績値			目標値の 達成状況
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市民満足度調査における満足度	14.0% (平成30年度)	↑ (令和5年度)	17.7% (令和3年度)	—	26.1% (令和5年度)	◎
生活保護受給者のうち、就労支援による就労者数	17人 (平成30年度)	20人 (令和6年度)	12人 (令和3年度)	12人 (令和4年度)	15人 (令和5年度)	▲
自立相談支援事業により、生活保護に至らなかった自立者数	9人 (平成30年度)	10人 (令和6年度)	26人 (令和3年度)	48人 (令和4年度)	33人 (令和5年度)	◎
後期計画期間の 達成状況の分析	■ 生活保護受給者に対しては、自立助長ケースを選定し、就労支援員、ハローワーク職員と連携を図りながら集中的に就労支援を行っているが、病状の悪化により求職活動ができなくなる者が多く、就労支援による就労者数は目標を下回った。 ■ 令和3年度から就労支援員を1名増員したほか、就労支援員やハローワーク職員と連携を図り、状況に応じた就労支援を行ったことにより、就労に繋げることができたため、自立相談支援事業により、生活保護に至らなかった自立者数については、目標値を大きく上回った。					

Ⅲ 令和5年度の主な取組結果

- 【生活保護扶助費】
最低限の生活を保障するため、生活に困窮する者に対して必要な保護を行った。〔新規受給者 111世帯、137人〕
- 【生活困窮者自立相談支援費】
生活に困窮する者に対して個別に支援プランを作成し、就労支援等の自立に向けた支援を実施した。〔相談者 73人〕
- 【生活困窮世帯学習応援費】
生活困窮世帯の子どもへの学習支援、進学に関する支援を実施した。〔利用者 中学生11人、高校生8人〕

IV 事務事業評価

※達成状況の凡例：目標値を10%以上上回る…◎、目標値を達成…○、目標値を下回る…▲

事業名		決算額（千円） [執行率（％）]		活動指標①			活動指標②		
		令和4年度	令和5年度	R5目標値	R5実績値と達成状況		R5目標値	R5実績値と達成状況	
生活困窮者自立相談支援等費		3,619	1,843	自立相談支援に係る相談者数（人）			住居確保給付金の支給者数（人）		
		[60.8]	[41.5]	160	73	▲	78	18	▲
事業の有効性の評価		生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえて、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることがないように支援することにより、生活困窮者のセーフティネットとしての役割を果たすことができる。							
事業実施にあたり工夫した点		社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、生活に困窮する者が来所した場合に自立相談窓口に繋いでもらうよう依頼した。							
生活困窮世帯学習応援費		3,009	3,241	生活困窮世帯学習支援事業による支援者数（人）					
		[1000.0]	[100.0]	15	19	◎			
事業の有効性の評価		健全な育成環境を維持することが困難な生活困窮世帯の子どもと保護者の双方に円滑な学習支援、進学に関する支援等を行うことにより、子どもの進学につなげ、ひいては貧困の連鎖を防止することができる。							
事業実施にあたり工夫した点		専門性が高い業者に業務委託をして事業実施した。利用者の取組状況を把握し、継続して参加するように助言した。							

V 施策の評価と今後の方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るものであり、相談者も稼働年齢層だけではなく、就労を希望する高齢者、長期離職者、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方などにもいることから、自立の促進に向けて、それぞれのニーズに応じた包括的な支援を粘り強く継続する必要がある。
- 令和3年度から就労支援員を1名増員したことにより、詳細な就労支援ができています。
- 生活困窮世帯等の子どもが「貧困の連鎖」を断ち切ることができるよう、平成30年度から学習支援を実施している。成果が現れるまで利用者の意欲が下がることなく、継続的に利用することができるよう支援を行う必要がある。